_

○環境省告示第五十四号

権たに追加する。

改

띰

後

から適用する。 (地下水の水質汚濁に係る環境基準について)の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に基づき、平成九年三月環境庁告示第十号

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

温

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これるうに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

改

띰

別表

項	目	基 準	値	測 定 方 法
(略)		(略)		(略)
全シアン		(略)		規格 K0102 の 38.1.2(規格
				<u>K0102 の 38 の備考 11 を除</u>
				<u>く。以下同じ。)</u> 及び38.2に
				定める方法、規格 K0102 の
				38.1.2 及び 38.3 に定める方
				法 <u>、</u> 規格 K0102 の 38.1.2 及び
				38.5 に定める <u>方法又は昭和 46</u>
				年 12 月環境庁告示第 59 号 (
				水質汚濁に係る環境基準につ
				いて) (以下「公共用水域告
				示」という。) 付表1に掲げ
				<u>る方法</u>
(略)		(略)		(略)
六価クロ	ム	(略)		規格 K0102 の 65.2(規格
				K0102の65.2.7を除く。)に
				定める方法(ただし、規格
				K0102の65.2.6に定める方法
				により塩分の濃度の高い試料

別表

別表		
項目	基 準 値	測定方法
(略)	(略)	(略)
全シアン	(略)	規格 K0102 の 38.1.2 及び
		38.2 に定める方法、規格
		K0102の38.1.2及び38.3に
		定める方法 <u>又は</u> 規格 K0102 の
		38. 1. 2 及び 38. 5 に定める <u>方</u>
		<u>法</u>
(略)	(略)	(略)
六価クロム	(略)	規格 K0102 の 65.2 に定める方
		法(ただし、規格 K0102 の
		65.2.6 に定める方法により塩
		分の濃度の高い試料を測定す
		る場合にあっては、規格

C	\cap	

		を測定する場合にあっては、	
		規格 K0170-7の7のa) 又は	
		b) に定める操作を行うものと	
		する。)	
(略)	(略)	(略)	(略
総水銀	(略)	公共用水域告示付表2に掲げ	総水
		る方法	
アルキル水銀	(略)	公共用水域告示付表3に掲げ	アル
		る方法	
РСВ	(略)	公共用水域告示 <u>付表4</u> に掲げ	РС
		る方法	
(略)	(略)	(略)	(略
チウラム	(略)	公共用水域告示 <u>付表5</u> に掲げ	チウ
		る方法	
シマジン	(略)	公共用水域告示付表6の第1	シマ
		又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	(略)	公共用水域告示 <u>付表6</u> の第1	チオ
		又は第2に掲げる方法	
		1	·

	K0170-7の7のa) 又はb)
	に定める操作を行うものとす
	る。)
(略)	(略)
(略)	昭和 46 年 12 月環境庁告示第
	59 号(水質汚濁に係る環境基
	準について) (以下「公共用
	水域告示」という。) 付表 1
	に掲げる方法
(略)	公共用水域告示付表2に掲げ
	る方法
(略)	公共用水域告示 <u>付表3</u> に掲げ
	る方法
(略)	(略)
(略)	公共用水域告示 <u>付表4</u> に掲げ
	る方法
(略)	公共用水域告示付表5の第1
	又は第2に掲げる方法
(略)	公共用水域告示付表5の第1
	又は第2に掲げる方法
	(略) (略) (略) (略) (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(
ふっ素	(略)	規格 K0102 の 34.1 (規格	ふっ素	(
		<u>K0102 の 34 の備考 1 を除</u>		
		<u>く。)</u> 若しくは <u>34.4(妨害と</u>		
		なる物質としてハロゲン化合		
		物又はハロゲン化水素が多量		
		に含まれる試料を測定する場		
		合にあっては、蒸留試薬溶液		
		<u>として、水約 200m1 に硫酸</u>		
		10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナ		
		トリウム 10g を溶かした溶液		
		とグリセリン 250ml を混合し		
		<u>、水を加えて 1,000ml とした</u>		
		<u>ものを用い、規格 K 0170-6</u>		
		の6図2注記のアルミニウム		
		溶液のラインを追加する。)		
		に定める方法又は <u>規格 K0102</u>		
		<u>の 34.1.1c)</u> (<u>注(²)第三文及</u>		
		<u>び規格 K0102 の 34 の備考 1</u> を		
		除く。)に定める方法(懸濁		
		物質及びイオンクロマトグラ		

(略)	(略)
(略)	規格 K0102 の 34.1 若しくは
	<u>34.4</u> に定める方法又は <u>規格</u>
	<u>K0102 の 34.1c) (注 (6) 第</u>
	<u>三文</u> を除く。)に定める方法
	(懸濁物質及びイオンクロマ
	トグラフ法で妨害となる物質
	が <u>共存しない場合</u> にあっては
	、これを省略することができ
	る。)及び公共用水域告示 <u>付</u>
	<u>表 6</u> に掲げる方法

		フ法で妨害となる物質が <u>共存</u>
		しないことを確認した場合に しないことを確認した場合に
		あっては、これを省略するこ
		とができる。)及び公共用水
		域告示 <u>付表 7</u> に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
1,4-ジオキサン	(略)	公共用水域告示付表8に掲げ
		る方法
(略)		

(略)	(略)	(略)
1,4-ジオキサン	(略)	公共用水域告示 <u>付表7</u> に掲げ
		る方法
(略)		

付表

クロロエチレンの測定方法

第1 パージ・トラップ―ガスクロマトグラフ質量分析法

1 試薬

- (1) 公共用水域告示付表8の第2の1の(1)に掲げる水
- (2) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の1の(2)に掲げるメタ ノール

 $(3) \sim (7)$ (略)

(注1) ~ (注3) (略)

- 2 器具及び装置
- (1) 公共用水域告示付表8の第2の2の(1)に掲げる試料

付表

クロロエチレンの測定方法

第1 パージ・トラップ―ガスクロマトグラフ質量分析法

1 試薬

- (1) 公共用水域告示付表7の第2の1の(1)に掲げる水
- (2) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の1の(2)に掲げるメタ ノール

 $(3) \sim (7)$ (略)

(注1) ~ (注3) (略)

- 2 器具及び装置
- (1) 公共用水域告示付表7の第2の2の(1)に掲げる試料

容器

- (2) パージ・トラップ装置(注4) (注5)
 - (a) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(2)の(a)に掲 げるパージ容器
 - (b) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(2)の(b)に掲 げるパージ容器恒温装置
 - (c) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(2)の(c)に掲 げるトラップ用管
 - (d) · (e) (略)
 - (f) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(2)の(f)に掲 げるトラップ管加熱装置
 - (g) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(2)の(g)に掲げるパージガス
 - (h) (略)
- (3) ガスクロマトグラフ質量分析計(注10)
 - (a) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(3)の(a)に掲 げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(3)の(b)に掲げる質量分析計

(注4) ~ (注10) (略)

3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示付表8の第2

容器

- (2) パージ・トラップ装置(注4) (注5)
 - (a) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の2の(2)の(a)に掲 げるパージ容器
 - (b) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 2 の 2 の (2) の (b) に掲げるパージ容器恒温装置
 - (c) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 2 の 2 の (2) の (c) に掲 げるトラップ用管
 - (d) · (e) (略)
 - (f) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の2の(2)の(f)に掲 げるトラップ管加熱装置
 - (g) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の2の(2)の(g)に掲げるパージガス
 - (h) (略)
- (3) ガスクロマトグラフ質量分析計(注10)
 - (a) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 2 の 2 の (3) の (a) に掲 げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の2の(3)の(b)に掲 げる質量分析計

(注4)~(注10) (略)

3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示付表7の第2

の3に定める方法による。

4·5 (略)

第2 ヘッドスペース―ガスクロマトグラフ質量分析法

1 試薬

- (1) 公共用水域告示付表8の第2の1の(1)に掲げる水
- (2) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第3の1の(2)に掲げる塩化 ナトリウム
- (3) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の1の(2)に掲げるメタ ノール

 $(4) \sim (8)$ (略)

2 器具及び装置

- (1) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(1)に掲げる試料 容器
- (2) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第3の2の(2)に掲げるヘッドスペース装置
- (3) ガスクロマトグラフ質量分析計(注17)
 - (a) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第3の2の(3)の(a)に掲 げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示<u>付表8</u>の第2の2の(3)の(b)に掲 げる質量分析計

(注17) (略)

の3に定める方法による。

4 • 5 (略)

第2 ヘッドスペース―ガスクロマトグラフ質量分析法

1 試薬

- (1) 公共用水域告示付表7の第2の1の(1)に掲げる水
- (2) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 3 の 1 の (2) に掲げる塩化 ナトリウム
- (3) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の1の(2)に掲げるメタ ノール

(4) \sim (8) (略)

2 器具及び装置

- (1) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 2 の 2 の (1) に掲げる試料 容器
- (2) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 3 の 2 の (2) に掲げるヘッドスペース装置
- (3) ガスクロマトグラフ質量分析計(注17)
 - (a) 公共用水域告示<u>付表 7</u>の第 3 の 2 の (3) の (a) に掲 げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示<u>付表7</u>の第2の2の(3)の(b)に掲 げる質量分析計

(注17) (略)

 ∞

- 3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示<u>付表8</u>の第2 の3に定める方法による。
- 4 試験操作
- (1)~(3) (略)
- (4) 分析
 - (a) バイアル用ゴム栓を通して、ガスタイトシリンジ (注 22) を用いて気相の一定量を採り、直ちに公共 用水域告示付表8の第3の2の(3)の(a)の(オ)の試 料導入方法によってガスクロマトグラフ質量分析計 に注入する。
 - (b) ~ (d) (略)

(注 18) ~ (注 22) (略)

5 (略)

備考

(略)

- 3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示<u>付表7</u>の第2 の3に定める方法による。
- 4 試験操作
- (1) \sim (3) (略)
- (4) 分析
 - (a) バイアル用ゴム栓を通して、ガスタイトシリンジ (注 22) を用いて気相の一定量を採り、直ちに公共 用水域告示付表7の第3の2の(3)の(a)の(オ)の試 料導入方法によってガスクロマトグラフ質量分析計 に注入する。
 - (b) ~ (d) (略)

(注 18) ~ (注 22) (略)

5 (略)

備考

(略)